

第2回 福井県衣服製造業最低工賃専門部会 議事要旨

- 1 日 時 令和7年1月23日(木) 10:00~11:30
- 2 場 所 福井労働基準監督署 2階会議室
- 3 出席者 公益代表委員 3名(定数3名)
家内労働者代表委員 3名(定数3名)
委託者代表委員 3名(定数3名)

4 議 題

- (1) 福井県衣服製造業最低工賃の改正額について
- (2) 結審
- (3) その他

5 議事要旨

議題(1)について

ア 婦人服製造業に「ブラウス」の「糸くず取り」の追加

第1回最低工賃専門部会において「婦人服製造業」について、「ブラウス」の「糸くず取り」追加の可否について、結論を保留していたため、改めて「婦人服製造業」に追加の有無について協議を行った。

協議に先立ち、事務局から追加調査について、次の説明があった。

- ・ 県内の実態では、「ブラウス」1枚の「糸くず取り」は、最低20円、最高40円と幅があるが、これは売価による差であって、「糸くず取り」の箇所数は8か所と9か所であり、差はないこと。
- ・ 服飾関連の教材の例では、「スカート」「スラックス」及び「ブラウス」の縫製において、「糸くず取り」が生じるミシンの箇所数は、「タイトスカート」で17か所、「ストレートパンツ」で18か所、「カラーシャツのブラウス」で16か所にボタン穴の数であることから、差がないこと。

上記を踏まえ、事務局から、「スカート又はスラックス」との均衡を考慮し、「ブラウス1枚当たりの糸くず取りを20円」とする案が示された。

委託者代表委員からは、

- ・ 実態調査での最低工賃が20円であり、これを引き上げることは困難である。

- ・ 工賃は、売価によって左右されるが、「ブラウスの糸くず取りを 20 円」とする案は、実態も踏まえ妥当なところである。
- ・ 20 円の設定金額は、全国的に安い金額ではなく、新設であることから、現状の低い方に合わせることは、中小企業経営の健全性という面においても重要。
- ・ 高い工賃を希望する場合、委託者側と労働者側がオープンに協議し、工賃価格を決められるようにすべき。
との意見があった。

家内労働者代表委員からは、

- ・ 「スカート又はフラックス」の「糸くず取り」を 25 円とする中で、「ブラウスの糸くず取りを 20 円」とすることには、箇所数と工賃の比較に違いがあるとはいえ、1 枚あたり 5 円の差があることに懸念が残る。
- ・ 一方で、「ブラウス」を新設することによる、社会的影響をどう反映するかを考える必要がある。
- ・ 物価上昇も踏まえ、金額は上がっていくものと考えているが、今回新設されるということ、実態調査で工賃を高く設定する前提で意見をいただいていると思われ、将来的に協議させていただきたい。
との意見があった。

公益代表委員からは、

- ・ 最低賃金との関係や実態調査を踏まえた工程数の差についてどう考えるか。
- ・ 今回は、新設であり、最初の工賃は実態調査から 20 円をスタートとし、「スカート又はフラックス」等との工賃単価の兼ね合いを見て、順次考えていけばよい。
との意見があった。

以上のことから、令和 6 年度の工賃実態調査を踏まえ、品目の新設であることから、「ブラウスの糸くず取りの 1 枚当たり 20 円」とすることで見解の一致に至った。

イ スポーツ服製造業

第 1 回工賃専門部会で「スポーツ服製造業」の品目うち、見解の一致に至らなかった工程の金額審議を行った。

委託者代表委員からは、

- ・ 工賃実態調査の現状の金額、最高額等を踏まえ提案する。
- ・ 大幅な上げはできないが、本当にギリギリのところである。
- ・ 最低工賃を決めることはとても大事だが、実効性がある工賃の基準でなければならない。守られなければ意味がない。

との意見があった。

家内労働者代表委員からは、

- ・ 上記の再提示に対して感謝。提案どおり受け入れたい。
- ・ 設定された最低工賃を守ることが、一番大事である。労働局には、設定された工賃の周知や遵守について、法律違反にならないよう取り締まりをお願いしたい。

との意見があった。

公益代表委員からは、

- ・ 第1回専門部会の審議より、委託者は家内労働者側の状態を検討していただき、引上げに協力いただき感謝。

との意見があった。

上記の各側の意見を踏まえ、次のとおり見解が一致した。

- ・ 「トレーニングシャツ」の「糸くず取り」は、1枚16円を17円に改める。
- ・ 「トレーニングシャツ」の「オープンファスナー付け」は、1枚96円を101円に改める。
- ・ 「トレーニングパンツ」の「糸くず取り」は、1枚13円を14円に改める。

ウ 下着製造業について

令和3年度、令和6年度と福井労働局の工賃実態調査において、最低工賃を適用する品目において、家内労働の実態がなかったことから、品目・工程について、次の3つの案について協議した。

- ① 品目を「下着」とし、現行の「糸くず取り」の規格で適用するもの。
- ② 品目を「スリッパ」「その他の下着」とし、現行工程であるのカットワークを残すもの。
- ③ 現行の品目のまま、金額の審議のみとするもの。

委託者側及び家内労働者側双方より、「スリップ」の「カットワーク」を現状決めていることから、そのまま残した方がいいとの意見があり、上記②で見解が一致し、金額審議を行うこととなった。

委託者代表委員からは、

- ・ 工賃額については、現状の最低工賃額に最低賃金引上げ率を乗じたものを足していく形で、提案する。
との意見があった。

家内労働者代表委員からは、

- ・ 最低賃金の変遷を見ながら金額を設定いただいたことに感謝申し上げたい。
との意見があった。

公益代表委員からは、

特に意見なし。

上記の各側の意見を踏まえ、次のとおり見解が一致した。

- ・ 「スリップ」の「カットワーク」は、1枚25円を28円に改める。
- ・ 「スリップ」の「糸くず取り」は1枚16円を18円に改める。
- ・ 「その他の下着」の「糸くず取りの18か所以上のも」は18円。
- ・ 「その他の下着」の「糸くず取りの11か所以上のも」は12円。
- ・ 「その他の下着」の「糸くず取りの9か所以上のも」は11円。

なお、スリーマー、ショーツはその他の下着へ統合された。

議題（2）について

別紙の内容について、採決を行い、全会一致により結審した。

併せて、福井労働審議会会長宛ての報告書（案）及び福井労働局長宛ての答申文（案）について確認があり、了承された。

議題（3）について

答申内容について、令和7年2月7日を期限に異議申出に関する公示を行い、異議申出がなければ、令和7年4月上旬から改定される予定であることを確認した。

最後に、改正最低工賃が周知徹底され、守られることについて、労働局に要望があり、閉会した。

業種	品目	工程	規格	金額			
				現行	答申		
婦人服製造業	スカート又はスラックス	糸くず取り		1枚につき	22円	25円	
		鍵ホック付け		1組につき	34円	35円	
		糸ループ付け	手編みに限る	1枚につき	25円	27円	
		スナップ付け		1組につき	26円	29円	
		ボタン付け	根巻きに限る	1個につき	14円	16円	
			根巻き以外のもの	1個につき	11円	13円	
	×印しつけ止め		1か所につき	7円	10円		
ブラウス	糸くず取り		1枚につき		20円	(新設)	
製ス造ポー 造業 ツ服	トレーニング グシャツ	糸くず取り		1枚につき	16円	17円	
		オープンファス ナー付け	ステッチ入れを含む	1枚につき	96円	101円	
	トレーニング グパンツ	糸くず取り		1枚につき	13円	14円	
		腰ひも通し	両端結びを含む	1枚につき	9円	10円	
		ファスナー付け		1枚につき	60円	70円	
下着製造業	スリッパ	カットワーク	上下2か所以上カットワークするもの	1枚につき	25円	28円	
		糸くず取り	18か所以上のもの（1センチメートル四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。）	1枚につき	16円	18円	
	その他の下着	糸くず取り	18か所以上のもの（1センチメートル四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。）	1枚につき		18円	(新設)
		糸くず取り	11か所以上のもの（1センチメートル四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。）	1枚につき		12円	(新設)
		糸くず取り	9か所以上のもの（1センチメートル四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。）	1枚につき		11円	(新設)
		スリーマー	糸くず取り	11か所以上のもの（1センチメートル四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。）	1枚につき	11円	
	ショーツ	糸くず取り	9か所以上のもの（1センチメートル四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。）	1枚につき	10円		(「その他の下着」へ統合)